

基準書改定事項一覧

章	ページ	ページ (改定前)	改定内容
第1章 総説	目次	目次	4.2 を削除する。 変更に伴い項番を修正する。
	1	1	4.2 を削除する。 4.4に『給水管を延長し、水栓の数を増す工事または、』を追加する。 変更に伴い項番を修正する。 『4.5 修繕工事 給水装置の破損個所を原型に修復する工事』を追加する。 【2ページから移動】
	2	2	4.6を削除する。【2ページへ移動】 5.給水方式 『受水槽併用式と』を『受水槽併用式』に修正する。 5.5.2 『概ね40t程度』を追加する。
第2章 設計	1	3	2.2 『ただし、たとえ分岐承認を得ても給水管の供給能力を超える場合には、その工事を承認すべきでないので、この給水管から給水されている戸数を十分調査しなければならない』を 『また、給水管および給水本管から分岐されている戸数を十分調査すること。（給水本管の供給能力を超える場合には、そのことを所有者に伝え、たうえで分岐承認を得るよう申込者に説明すること。』に修正する。
	24	26	分岐表の変更 『ポリエチレン管 (P,P)(P,E)(HPPE※50mm)』から(HPPE※50mm)を削除し 『配水用ポリエチレン管 HPPE』を追加する。 石綿セメント管の列を一番下に移動する。 鋳鉄管DIPφ400×φ50の分岐方法を『不断水バルブ』から『サドル分水栓』に修正する。
第3章 水道メーター	1	33	2.2-1に2か所追加する。 『エ. 全面隠ぺいを原則とし、前面に開閉できる扉（幅50cm以上）を設ける。』 【2ページから移動】 『オ. メーターユニット施工上の留意事項を参照すること。（第13章・P5）』
	2	34	1行目 『エ. 全面隠ぺいを原則とし、前面に開閉できる扉（幅50cm以上）を設ける。』 【1ページに移動】
	3	35	2.4 表 φ30～φ40の行の備考に『鋳鉄製蓋』を追加する。
第5章 施工	2	48	『4.2 （ダクタイトル鋳鉄管を除く。）』を削除する。

第6章 工事の手続き	1	65	第11条 2行目 『厚生省令』を『国土交通省令』に修正する。 2.1 『承認願添付書類一覧表』を『申込書添付書類一覧表』に修正する。 2.1, 2.2.1 『給水装置工事申込書兼承認願』を『給水装置工事申込書に』に修正する。 2.2.1(2) 『主任技術者』を『 主任技術者(市に登録していなくてもよい) 』に修正する。
	3	67	11. 『給水装置工事申込書兼承認願』を『給水装置工事申込書』に修正する。 11.(3) を削除する。
	4	68	(6)『本線撤去工事』を『撤去工事』に修正する。 (7)(8)を削除する。 変更に伴い項番を修正する。
	7	71	表の変更 増設と共有本管の行を削除する。 『位置変更』を『改造(位置変更, 増設)』に修正する。 『撤去(本, 支栓共)』を『撤去(本栓, 支栓, 本管共)』に修正する。
	9~13	73~74	給水装置工事申込書の様式入れ替え
	14	76~77	1段目 『給水装置工事申込書兼承認願』 → 『給水装置工事申込書』に修正する。 表の変更 記載の通り
	15	78	水道開栓届の変更 右下の押印欄の変更を変更する。
	16	79	メータ保管届の変更 右下の押印欄の変更を変更する。
	17	80	変更届の変更 理由の欄と用途区分の欄を削除する。 備考欄に 所有者変更 使用者変更 (休止日: 開栓日:) 水栓住所変更 その他の変更 () を追加する。 使用者の設置場所と方書を削除し, 新たに水栓住所の欄を追加する。 一番下の連絡者と事務処理の欄を変更する。
	18	81	水道(休止・廃止)届の変更 下の押印欄を変更する。
	32	95	道路占用許可申請書の『工事の期間』について表記の変更
	33	96	法定外公共物占用許可申請書の『工事の期間』について表記の変更
	47	107	次ページに還付のお知らせを追加する。
第7章 受水槽の取扱い基準	10	127	小規模受水槽設置届の変更 欄の下の『給水装置工事申込書兼承認願』を『給水装置工事申込書』に修正する。
第8章 給水装置工事申込書兼承認願(設計図)作成要領	表紙・目次	表紙・目次	『給水装置工事申込書兼承認願』を『給水装置工事申込書』に修正する。

第8章 給水装置工事申込書兼承認願（設計図）作成要領	1	130	<p>題名 『給水装置工事申込書兼承認願』を『給水装置工事申込書』に修正する。 3か所を削除する。</p> <p>2.2 『（一桝は90センチメートル画とする。）』 2.9 『口径および防護の方法等特殊の施工事項』 2.10 『その他の給水用具はメーカー、型式等』</p>
	2	131	<p>『3.2 その他給水用具の名称、型式番号を明記する。』を削除する。 変更に伴い項番を修正する。</p>
	8	137	<p>8.1.(2)を削除する。 1.(4)に『・増設工事 既設設備の変更がないもの……………資料9』 を追加する。 変更に伴い番号を修正する。</p>
	9～22	138～151	<p>図面記載例の内容を変更する。 また、『工種の変更 増設工事 資料5』を『改造工事 増設 資料9』に修正する。 変更に伴い番号・ページを修正する。</p>
第9章 3階建て建築物直結給水 施工基準	5	160	<p>7.維持管理に『また、パイプシャフト内にメーターを設置する場合の設置基準を 参照し、（第13章・P3）メーターユニットを使用する場合は施工上の留意事項を 参照すること。（第13章・P5）』を追加する。</p>
	7	162	<p>3 階建て直結給水計算書の③の変更 『給水栓』を『最高位置』に修正する。</p>
第10章 直結給水 施工基準	8	184	<p>9.維持管理に『また、建物のパイプシャフト内にメーターを設置する場合は設置基 準を参照し、（第13章・P3） メーターユニットを使用する場合は施工上の留意事項を参照すること（第13章・ P5）』を追加する。</p>
	11	187	<p>3 『メーター下流』を『第一止水栓』に修正する。</p>
第11章 その他	6	201	<p>2.4(4) 『逆止弁及び止水栓』を『逆止弁』に修正する。</p>
第13章 集合住宅等の各戸検針	5	212	<p>変更 ⑤『減圧弁は、取替え等のメンテナンスが容易におこなえること』を 『減圧弁を設置する場合は、メーターユニット下流に設置し、取替等のメンテナ ンスが容易に行えるものを使用する』に修正する。</p> <p>2か所追加する。 『⑬メーターユニットをアンカーボルトで床に固定する際には、防振ゴム等を使用 し、ユニットを直接床面に密着させない。』 『⑭受水槽式給水から直結式給水の改造工事又は受水槽式給水の各戸検針の改造工 事において、パイプシャフトのメーターユニット装置のスペースが確保できないな ど場合は別途協議する。』</p>

第13章 集合住宅等の各戸検針	6	213	メーターユニットとパイプシャフトの図面を変更する。 パイプシャフトの図面に防振ゴムを追加する。
第14章 自家用設備切替	1	242	フローシート2『自家用給水設備調査表（様式2）2部提出（一部写）』を『切離施行済等の写真（様式2）2部提出（一部写）』に修正する。 フローシート3を削除し、 『4.給水装置工事申込書兼承認願』を『3.給水装置工事申込書』に修正する。 フローシート 写真帳の様式を4から2に修正する。 注意事項 3. 『後日漏水による水道料金のトラブルの発生がないよう調査は確実にを行うこと。』を 『後日漏水や水道料金のトラブルがないよう説明等を確実にを行うこと。』に修正する。
	2	243	第3条2① 『給水装置工事申込書兼承認願』を『給水装置工事申込書』に修正する。 第4条2④ 『ただし、既設給水設備が老朽化しており、かつ配水管の日最大水圧が0.74MPaを下回る場合で、上下水道事業管理者が必要と認めたときは、水圧試験の水圧を当該地域内の夜間を通した1日の最大水圧に、安全を考慮し1.3を乗じた水圧とすることができる。』を追加する。
	3	244	第5条 『3 井水との接続（クロスコネクション）は絶対に行わないこと。』を追加する。 第8条 『令和6年4月1日改正する。』を追加する。
	4	245	切替を希望する理由の下に『管種・管径』『水圧テスト M p a 5分』を追加する。
		246	削除する。
	5	247	写真帳の変更 『水圧試験状況』を削除し、切離施工済を248Pから移動。 『※メーター設置後速やかに検査担当員に提出すること』を追加する。
		248	削除する。
第16章 関係法令等	2	257	第11条2行目『厚生労働省令』を『国土交通省令』に修正する。
	29	284	第16条4行目『厚生労働省令』を『国土交通省令』に修正する。